

4.5 廃棄物等

4.5.1 一般廃棄物

環境影響評価の対象は、本事業の実施に伴い発生する一般廃棄物による影響とする。

(1) 現況調査

① 調査項目

計画地及びその周辺の一般廃棄物の状況等を把握し、本事業の実施に伴い発生する一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) 一般廃棄物の状況
- (イ) 土地利用の状況
- (ウ) 関係法令等による基準等

② 調査地域

計画地内とした。

③ 調査期間・調査時期

一般廃棄物の状況についての調査時期は、令和6年度とした。

④ 調査方法

a. 一般廃棄物の状況

「令和7年度環境局事業概要－廃棄物編－」（令和7年8月、川崎市）等の既存資料により把握した。

b. 土地利用の状況

「土地利用現況図（川崎区）」等の既存資料により把握した。

c. 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）
- ・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」（平成4年川崎市条例第51号）
- ・「廃棄物保管施設設置基準要綱」（川崎市要綱）（平成29年6月改正、川崎市要綱）
- ・「川崎市一般廃棄物処理基本計画 第3期行動計画」（令和4年3月、川崎市）
- ・「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

⑤ 調査結果

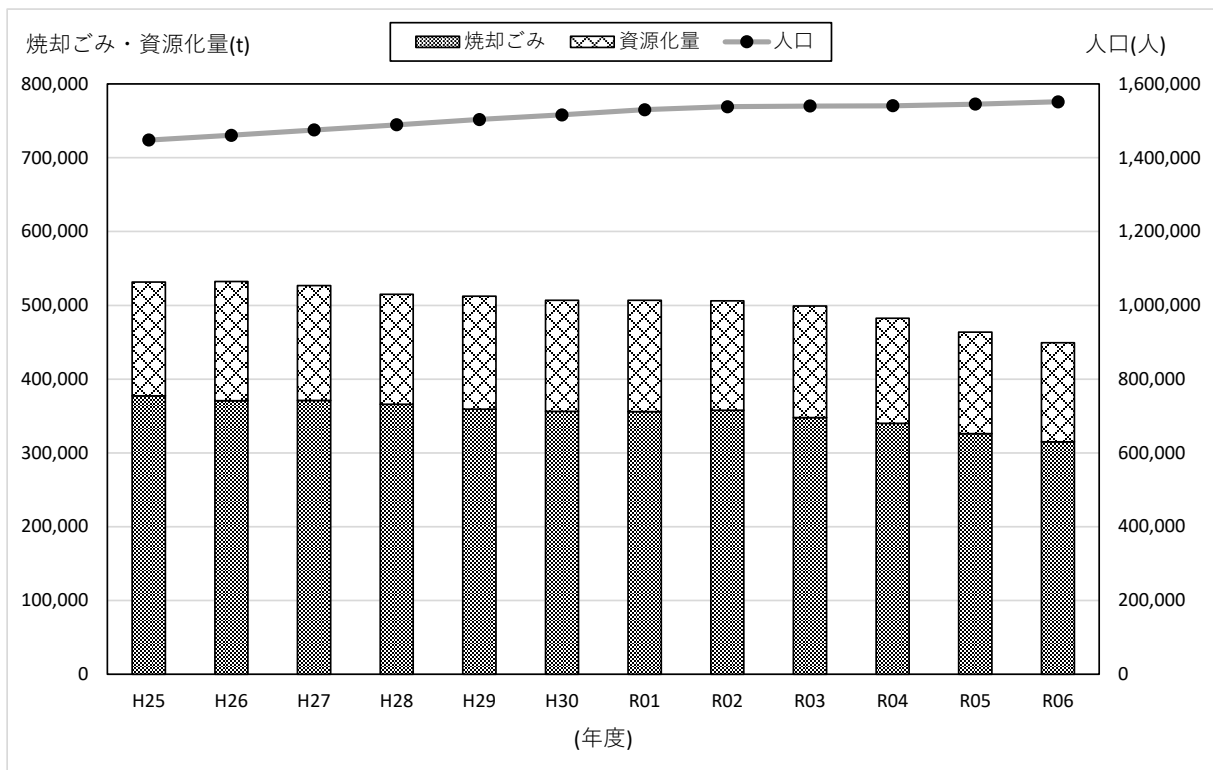
a. 一般廃棄物の状況

川崎市における 2013（平成 25）～2024（令和 6）年度の一般廃棄物の推移は図 4.5.1-1 に、処理状況は表 4.5.1-1 に示すとおりである。

令和 6 年度における一般廃棄物の総排出量は 449,192t、その内、焼却ごみが 315,155t、資源化量は 134,037t で資源化率は 29.8%である。それぞれの内訳を見ると、焼却ごみでは家庭系が 226,081t、事業系が 89,074t、資源化物では家庭系が 80,019t、事業系が 54,018t である。

川崎市では、家庭系ごみ及び資源化物については、地域により収集日を決めて分別収集を実施している。一方、事業系ごみについては、事業者自らが市の処理施設へ持ち込むか、許可業者に収集を委託することで処理している。

計画地周辺に位置する一般廃棄物関連施設を、表 4.5.1-2 に示す。



出典：「令和7年度環境局事業概要－廃棄物編－」（令和7年8月、川崎市）

図 4.5.1-1 川崎市における焼却ごみ量・資源化量、人口の推移（平成 25～令和 6 年度）

表 4.5.1-1 川崎市のごみ焼却量等の実績

西暦(年度)	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
和暦(年度)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
日数	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	
人口(人)※1	1,448,196	1,461,043	1,475,300	1,489,477	1,503,690	1,516,483	1,530,457	1,538,262	1,540,340	1,540,890	1,545,604	1,551,788	
焼却ごみ(t)	377,363	370,849	371,270	366,016	359,169	356,233	356,044	357,662	348,017	340,093	326,121	315,155	
内訳	家庭系焼却ごみ	258,810	249,626	251,273	249,303	249,632	248,295	250,239	262,744	254,060	245,933	235,117	226,081
	普通ごみ	250,435	241,632	242,954	241,086	241,060	239,387	240,520	250,897	242,283	234,357	223,754	214,970
	粗大・小物金属・一時多量 可燃分※11	8,375	7,994	8,319	8,217	8,572	8,908	9,719	11,847	11,777	11,576	11,363	11,111
	事業系焼却ごみ	118,129	120,819	119,547	116,333	109,208	107,616	105,486	94,918	93,957	94,160	91,004	89,074
	道路清掃ごみ	424	404	450	380	329	322	319	※12	※12	※12	※12	※12
資源化量(t)※2	154,299	161,541	155,552	148,983	153,125	150,678	150,991	148,595	150,927	142,604	137,705	134,037	
資源化率(%)	29.0	30.3	29.5	28.9	29.9	29.7	29.8	29.4	30.2	29.5	29.7	29.8	
内訳	家庭系資源化物	99,472	102,298	100,021	95,524	93,129	90,142	88,758	91,388	89,627	86,326	82,239	80,019
	粗大・小物金属・一時多量 資源化分※11	3,814	3,860	3,769	3,805	3,795	4,119	4,342	4,665	4,426	3,988	3,535	3,292
	空き缶	7,859	7,722	7,046	6,270	6,845	6,750	7,181	7,842	7,723	7,399	7,197	7,102
	空きびん	11,921	11,960	12,225	11,293	11,125	10,580	10,379	11,395	11,056	10,381	9,894	9,460
	ペットボトル	5,168	5,076	5,042	4,991	4,751	4,846	4,842	5,279	5,373	5,426	5,527	5,705
	ミックスペーパー	13,306	14,063	13,618	13,010	12,530	11,897	11,409	10,356	9,990	9,896	9,268	8,770
	プラ製容器包装	9,008	12,395	12,587	12,753	12,686	12,723	13,170	14,288	14,527	14,465	14,136	14,359
	資源集団回収	47,999	46,654	45,048	42,773	40,811	38,642	36,863	36,995	35,974	34,253	32,138	30,781
	小型家電	2	79	199	57	24	27	28	38	30	26	28	27
	使用済み乾電池		268	255	287	275	293	284	319	308	292	309	294
	蛍光灯※7				59	53	36	23	22	25	21	21	18
	その他※3	395	221	232	226	234	229	237	189	195	179	186	211
	事業系資源化物(t)	54,827	59,243	55,531	53,459	59,996	60,536	62,233	57,207	61,300	56,278	55,466	54,018
乾電池(t)	287	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6	
総排出量(t)※4	531,949	532,390	526,822	514,999	512,294	506,911	507,035	506,257	498,944	482,697	463,826	449,192	
1人1日当たり ごみ排出量(g)※5	1,006	998	976	947	933	916	905	902	887	858	820	793	

※1 人口は、各年度10月1日現在の人口に基づきます。
 ※2 資源化量とは、家庭系資源物、事業系資源物を含めて算出したものです。
 ※3 その他とは、自主回収古紙、古布及び蛍光灯の合計値です。(蛍光灯は、平成28年から除きます)
 ※4 総排出量=焼却ごみ+資源化量
 ※5 1人1日当たりごみ排出量とは、一般家庭(家庭系焼却ごみ・家庭系資源物)、事業者(事業系焼却ごみ・事業系資源物(事業活動に伴い出される資源物))、その他(道路清掃ごみ)の合計を人口及び年間日数(うるう年の場合は366日)で除したものです。
 ※6 使用済み乾電池を安定的にリサイクルすることができるようになったため、平成26年度から資源化量の内訳へ記載することとしました。
 ※7 蛍光灯は、平成28年から割らない収集を開始しました。なお、平成27年までの蛍光灯は、その他※3に含まれています。
 ※8 令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物5,086tは含まれていません。
 ※9 令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物1,210tは含まれていません。
 ※10 令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物213tは含まれていません。
 ※11 令和2年度から、一時多量ごみが含まれています。
 ※12 令和2年度から、道路清掃ごみは、事業系ごみに含まれています。
 ※13 令和5年度までは全市「プラスチック製容器包装」として、令和6年度からは川崎市のみプラスチック製品を含む「プラスチック資源」として回収しています。

出典：「令和7年度環境局事業概要－廃棄物編－」（令和7年8月、川崎市）

表 4.5.1-2 計画地周辺の一般廃棄物関連施設

施設名称	施設等の内容	所在地
川崎生活環境事業所	収集事業所	川崎区塩浜 4-11-9
浮島処理センター	ごみ焼却施設 粗大ごみ処理施設 資源化処理施設 動物死体処理施設	川崎区浮島町 509-1
堤根処理センター（休止中）	ごみ焼却施設	川崎区堤根 52
浮島 1 期廃棄物埋立処分地	埋立処分施設	川崎区浮島町 507-1
浮島 2 期廃棄物埋立処分場	埋立処分施設	川崎区浮島町 523-1 先
南部リサイクルセンター	資源化処理施設	川崎区夜光 3-1-3

出典：「令和7年度環境局事業概要－廃棄物編－」（令和7年8月、川崎市）

b. 土地利用の状況

計画地及びその周辺の土地利用の状況は、「第 2 章 2.1.6 土地利用の状況」（p. 65）に示したとおり、業務施設用地、文化・厚生用地、公共用地、その他の空地、運輸施設用地、住宅用地及び集合住宅用地等で構成されている。

c. 関係法令等による基準等

(a) 「循環型社会形成推進基本法」

事業者の責務として、「原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。」等が規定されている。

(b) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

事業者の責務として、「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこと」、「廃棄物の再生利用等による減量に努めるとともに、製造・加工・販売する製品・容器等の適正処理ができるようにすること」、「廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと」等が規定されている。

(c) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」

本法律は、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品及び副産物の発生抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

事業者等（工事発注者含む）の責務として、原材料等の使用の合理化や再生資源及び再生部品の利用に努めること、事業に係る製品の長期間使用の促進や事業もしくは建設工事に係る製品や副産物の再生資源としての利用促進に努めることが規定されている。

(d) 「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」

事業者の責務として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と同様の事項に加え、再生資源・再生品使用、長期の使用が可能な製品等や再利用及び再生利用の容易な製品等の開発や修理体制等の確保、不要になった製品等の再利用及び再生利用の可能な物の回収等に努めることが規定されている。

また、容器包装の適正化や事業系一般廃棄物多量排出事業者に対する規定（排出の抑制、再生利用等、並びに適正処理に関する計画書の作成・提出など）、廃棄物の適正保管・適正処理、廃棄物管理票の交付等について、規定されている。

その他、第 33 条では保管施設設置に係る事前評価等が規定されており、規則で定める開発行為者等は、あらかじめ、一般廃棄物の保管施設の設置、排出方法等について、市長に協議しなければならないとされている。

(e) 「廃棄物保管施設設置基準要綱」（川崎市要綱）

この要綱は、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」第 33 条（保管施設設置に係る事前評価等）に規定する廃棄物保管施設の設置場所、構造、種別設置基準等を定めることを目的としており、それに基づき、事業者は適切な場所に必要な施設を設置しなければならないことが規定されている。

(f) 「川崎市一般廃棄物処理基本計画 第3期行動計画」

計画の目標として、以下の数値目標が掲げられている。

（計画期間：令和 4 年度～令和 7 年度）

1. 1 人 1 日あたりのごみ排出量の削減

市民一人が一日あたりに出すごみを 30g 削減する（902g(R2)→872g(R7)）。

2. ごみ焼却量の削減

ごみ焼却量を 2.8 万 t 削減する（35.8 万 t(R2)→33.0 万 t(R7)）。

(g) 「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、一般廃棄物の地域別環境保全水準として、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と定めている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準に基づき、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と設定する。

(3) 予測・評価

本事業の実施に伴い商業施設から発生する一般廃棄物を対象とし、廃棄物の種類、排出量及び処理・処分方法について予測及び評価を行った。

① 予測

a. 予測項目

予測項目は、本事業の実施に伴い商業施設から発生する一般廃棄物を対象とし、廃棄物の種類ごとの排出量及び処理・処分方法とした。

b. 予測地域

予測地域は、計画地内とした。

c. 予測時期

予測時期は、供用時の事業活動等が定常の状態になる時期とした。

d. 予測方法

供用時に発生する事業系一般廃棄物の種類及び発生量は、表 4.5.1-3 に示すとおり、類似施設における店舗面積と排出量実績により単位店舗面積当たりの排出量原単位を設定し、本事業の店舗面積を乗じることにより推計した。

表 4.5.1-3 単位店舗面積当たりの事業系一般廃棄物排出量原単位

種類		排出原単位 (kg/m ² ・年)
紙類	新聞紙	2.6
	段ボール	75.3
	その他紙類	5.0
食品廃棄物		20.8

注：1. その他紙類：コピー0A用紙、雑誌・パンフレット色付き紙

注：2. 数値はベルク練馬高松店の実績である。

e. 予測結果

本事業の実施に伴い発生する事業系一般廃棄物の種類及び排出量は、表 4.5.1-4 に示すとおりである。また、主な処理・処分方法は、表 4.5.1-5 に示すとおりである。供用後の事業系一般廃棄物排出量の合計は約 518.5t/年と予測する。

供用時に発生する事業系一般廃棄物は、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」に基づく廃棄物保管施設を設け、分別排出を徹底することにより、許可業者、古紙業者等による収集・運搬及び川崎市等による適正な処分が実施されると予測する。

表 4.5.1-4 供用時に発生する一般廃棄物の種類及び排出量

種類		店舗面積 (m ²)	排出原単位 (kg/m ² ・年)	排出量 (t/年)
紙類	新聞紙	約 5,000	2.6	約 13.0
	段ボール		75.3	約 376.5
	その他紙類		5.0	約 25.0
食品廃棄物			20.8	約 104.0
合計		—	—	約 518.5

注：四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

表 4.5.1-5 事業系一般廃棄物の主な処理・処分方法

種類	主な処理・処分方法
紙類	古紙業者等に委託し、適切にリサイクル・処分
食品廃棄物	一般廃棄物処理業者（許可業者）に委託し、適切に処分

② 環境保全のための措置

本事業の供用時においては、事業系一般廃棄物の再利用を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・ 廃棄物保管施設においては、掲示物等により資源化を促す。
- ・ 紙類（段ボール等）は古紙業者に委託し再資源化する。
- ・ 事業系一般廃棄物については、廃棄物保管施設を設け、許可業者、古紙業者等による収集・運搬及び川崎市等により適切に処理されるよう廃棄物の種類に分別する。

③ 評価

本事業の実施に伴い発生する事業系一般廃棄物の排出量は約 518.5t/年と予測した。

供用時に発生する事業系一般廃棄物は、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」に基づく廃棄物保管施設を設け、分別排出を徹底することにより、許可業者、古紙業者等による収集・運搬及び川崎市等による適正なリサイクル及び処分が実施されると予測した。

廃棄物保管施設においては、掲示物等により資源化を促すことや紙類（段ボール等）は古紙業者に委託し再資源化するなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障がないと評価する。

4.5.2 産業廃棄物

環境影響評価の対象は、工事の実施に伴う産業廃棄物の発生による影響とする。

(1) 現況調査

① 調査項目

計画地及びその周辺の産業廃棄物の状況等を把握し、工事の実施及び供用時の事業活動に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- | |
|---------------------------------|
| (ア) 産業廃棄物の状況
(イ) 関係法令等による基準等 |
|---------------------------------|

② 調査地域・調査地点

計画地内及びその周辺とした。

③ 調査期間・調査時期

産業廃棄物の状況についての調査時期は、既存資料における最新年度とした。

④ 調査方法

a. 産業廃棄物の状況

「川崎市産業廃棄物実態調査報告書」等の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺の産業廃棄物の状況を把握した。

b. 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）
- ・「建設廃棄物処理指針」（平成 23 年 3 月、環境省）
- ・「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年 5 月、国土交通省要綱）
- ・「産業廃棄物適正処理の手引き（排出事業者用）」（令和 5 年 3 月、川崎市）
- ・「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

⑤ 調査結果

a. 産業廃棄物の状況

川崎市における令和5年度の産業廃棄物の排出、処理状況は図4.5.2-1に、建設業の処理状況は図4.5.2-2に示すとおりである。

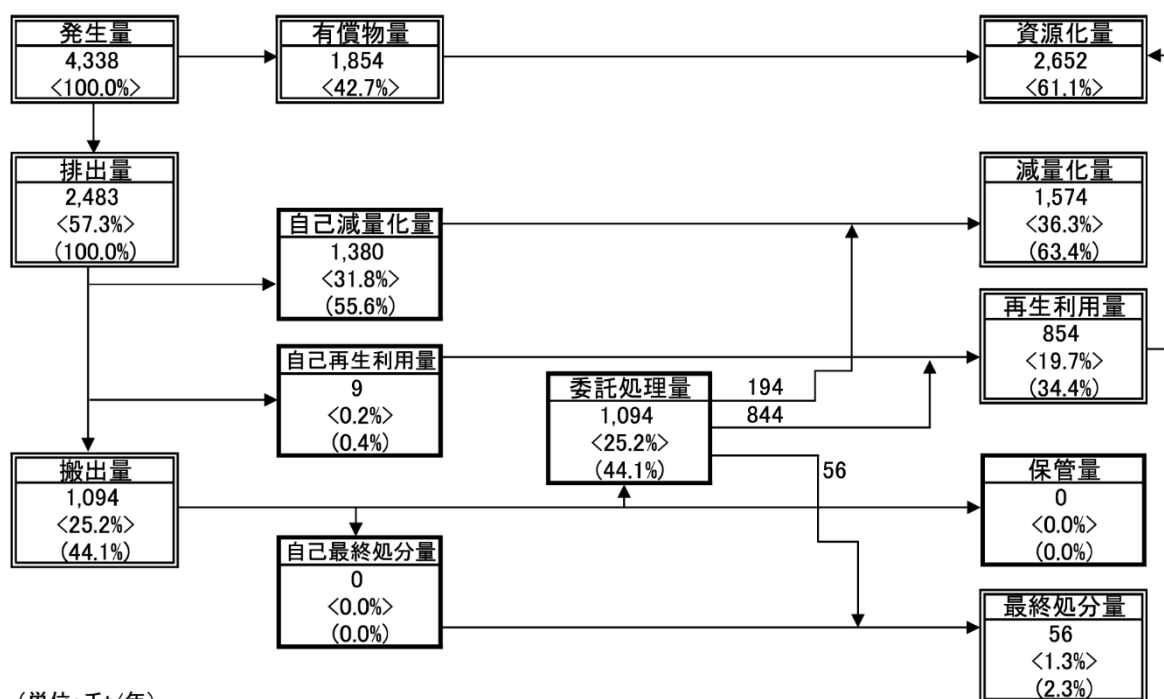
川崎市全体の産業廃棄物の発生量は4,338千t/年であり、有償物量は1,854千t/年（発生量の42.7%）、排出量は2,483千t/年（同57.3%）である。

また、排出量のうち減量化量は1,574千t/年、再生利用量は854千t/年、最終処分量は56千t/年である。

有償物量と再生利用量を合わせた資源化量は2,652千t/年であり、発生量に対する割合は61.1%である。

建設業の産業廃棄物の排出量は563千t/年（全排出量の13.4%）である。

排出量のうち減量化量は75千t/年、再生利用量は474千t/年、最終処分量は13千t/年であり、排出量に対する再生利用量の割合は84.3%である。



注1) <>は発生量に対する割合。()は排出量に対する割合。
 注2) 図中の数値は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

出典：「令和6年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和5年度実績）」（令和7年3月、川崎市）

図 4.5.2-1 川崎市における産業廃棄物の処理状況（全体）

(b) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」

本法律は、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

事業者等（工事発注者含む）の責務として、原材料等の使用の合理化や再生資源及び再生部品の利用に努めること、事業に係る製品の長期間使用の促進や事業もしくは建設工事に係る製品や副産物の再生資源としての利用促進に努めることが規定されている。

(c) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

本法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

建設業を営む者の責務として、建設資材廃棄物の発生の抑制、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の低減、再生建設資材の使用に努めることが規定されている。

また、発注者の責務として、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、再生建設資材の使用等による分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めることが規定されている。

(d) 「建設廃棄物処理指針」

本指針は、建設工事（工作物の解体・改修工事含む）について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に沿って適正に処理するために必要な具体的な処理手順等を示すことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

排出事業者（元請業者）の責務と役割として、建設廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化の努力、適正処理の実施等が規定されている。

また、発注者の責務と役割として、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努めるとともに廃棄物処理の条件を明示することが規定されている。

(e) 「建設副産物適正処理推進要綱」

本要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的としている。

要綱の中では、発注者、元請業者、下請負人等の関係者の責務と役割を示しており、建設廃棄物については、分別解体等の実施、排出の抑制、処理の委託、運搬、再資源化等の実施、最終処分に関して、関係者の責務と具体的な内容が規定されている。また、対象建設工事については、元請業者による分別解体等の計画及び施工計画の作成、発注者又は自主施工者による分別解体等の計画等の届出を行うことが規定されている。

(f) 「産業廃棄物適正処理の手引き(排出事業者用)」

本手引きは、事業活動において産業廃棄物を排出するときのルールなどを解説したものである。

「建設工事に伴い発生する廃棄物」では、建設工事における排出事業者や建設系廃棄物の取扱い、「建設リサイクル法」では、その概要や工事の発注から実施の流れ、報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等及び罰則について解説している。

(g) 「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、産業廃棄物の地域別環境保全水準として、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と定めている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準に基づき、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と設定する。

(3) 予測・評価

工事の実施及び供用時の事業活動においては、以下に示す産業廃棄物の発生による影響が考えられるため、その影響の程度について予測及び評価を行う。

- ・ 工事の影響（新築工事）に伴い発生する産業廃棄物
- ・ 施設の供用に伴い発生する産業廃棄物

ア 工事の影響（新築工事）に伴い発生する産業廃棄物

① 予測

a. 予測項目

予測項目は、新築工事を対象とし、廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法とした。

b. 予測地域

予測地域は、計画地内とした。

c. 予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

d. 予測方法

(a) 新築工事に伴う産業廃棄物

新築工事に伴う産業廃棄物発生量は、以下に示す予測式等により求める方法とした。

また、新築工事に伴う産業廃棄物の発生原単位（延べ面積当たり）を表 4.5.2-1 に示す。

＜新築工事に伴う産業廃棄物発生量の予測式＞

・産業廃棄物発生量（総量）

＝計画建築物の延べ面積×廃棄物発生原単位

表 4.5.2-1 新築工事に伴う産業廃棄物の発生原単位及び発生量

廃棄物の種類		発生原単位 (t/m ²)	計画建築物の 延べ面積 (m ²)	産業廃棄物の 発生量 (t)
がれき類	コンクリート塊	0.0794	約7,025	約558
	アスファルト・ コンクリート塊	0.0082		約58
廃プラスチック類		0.0013		約9
廃塩化ビニル管・継ぎ手		0.0002		約1
金属くず		0.0019		約13
木くず		0.0025		約18
紙くず		0.0003		約2
廃石膏ボード		0.0021		約15
建設混合廃棄物		0.0055		約39
建設汚泥		0.0010		約7

注：発生源単位は「平成30年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 HP）の建設副産物の原単位（神奈川県、新築・非木造）である。なお、木くずは建設発生木材とした。

(b) 再資源化率等

工事の実施に伴い発生する各産業廃棄物の再資源化量及び最終処分量は、以下の予測式により求める方法とした。

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の再資源化率は、表 4.5.2-2 に示すとおりである。

<種類別産業廃棄物の再資源化量等の予測式>

- ・種類別再資源化量＝産業廃棄物発生量×種類別再資源化率
- ・種類別最終処分量＝種類別産業廃棄物発生量－種類別再資源化量

表 4.5.2-2 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の再資源化率

廃棄物の種類		再資源化率 (%)
がれき類	コンクリート塊	約100
	アスファルト・コンクリート塊	約100
廃プラスチック類		約85
廃塩化ビニル管・継ぎ手		約65
金属くず		約100
木くず		約100
紙くず		約99
廃石膏ボード		約80
建設混合廃棄物		約90
建設汚泥		約97

注：再資源化率は平成30年度建設副産物実態調査の神奈川県（新築・非木造）の再資源化率を参考に本事業の目標値として設定した。

e. 予測結果

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量等及び主な処理・処分方法は、表 4.5.2-3 に示すとおりである。

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物発生量の合計は約 719 t であり、再資源化量の合計は約 710 t (約 98.8%)、最終処分量の合計は約 9 t (約 1.2%) と予測する。建設汚泥の発生量は、約 7 t であり、再資源化量は 7 t (約 97.0%)、最終処分量は約 0 t (約 3.0%) と予測する。

処理・処分方法は、発生した産業廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき積極的に発生抑制するとともに、分別の徹底や可能な限り資源化を図る等を行い、収集・運搬や処分の業の許可を受けた産業廃棄物処理業者への委託により適正に収集・運搬及び処分を行うと予測する。

表 4.5.2-3 工事に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量等及び主な処理・処分方法

廃棄物の種類		廃棄物 発生量(t) ①	再資源化率 (%) ②	再資源化量 (t) ③=①×②	処分量 (t) ①-③	主な処理・ 処分方法
がれき類	コンクリート塊	約558	約100	約558	約0	再資源化
	アスファルト・コンクリート塊	約58	約100	約58	約0	再資源化
	廃プラスチック類	約9	約85	約8	約1	再資源化・埋立
	廃塩化ビニル管・継ぎ手	約1	約65	約1	約0	再資源化・埋立
	金属くず	約13	約100	約13	約0	再資源化
	木くず	約18	約100	約18	約0	再資源化
	紙くず	約2	約99	約2	約0	再資源化・焼却
	廃石膏ボード	約15	約80	約12	約3	再資源化・埋立
	建設混合廃棄物	約39	約90	約35	約4	再資源化・焼却
	建設汚泥	約7	約97	約7	約0	再資源化・埋立
	合計	約719	—	約710	約9	—

注：四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

② 環境保全のための措置

本事業の工事に伴い発生する産業廃棄物の再利用、排出の抑制等を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・工事中に発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、積極的に発生を抑制するとともに、分別を徹底し、可能な限り資源化を図る。
- ・工事中に発生する産業廃棄物は、収集・運搬や処分の業の許可を受けた産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守して適正な収集・運搬及び処分を行う。
- ・産業廃棄物管理票により、廃棄物の適正な運搬・処分を確認する。

③ 評価

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物発生量の合計は約 719 t であり、再資源化量の合計は約 710 t (約 98.8%)、最終処分量の合計は約 9 t (約 1.2%) と予測する。建設汚泥の発生量は、約 7 t であり、再資源化量は 7 t (約 97.0%)、最終処分量は約 0 t (約 3.0%) と予測した。

処理・処分方法は、発生した産業廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき積極的に発生抑制するとともに、分別の徹底や可能な限り資源化を図る等を行い、収集・運搬や処分の業の許可を受けた産業廃棄物処理業者への委託により適正に収集・運搬及び処分を行うと予測した。

工事中に発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、積極的な発生抑制に努めるとともに、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図るなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。

イ 施設の供用に伴い発生する産業廃棄物

① 予測

a. 予測項目

予測項目は、施設の供用に伴い発生する産業廃棄物を対象とし、廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法とした。

b. 予測地域

予測地域は、計画地内とした。

c. 予測時期

予測時期は、事業活動等が定常の状態になる時期とした。

d. 予測方法

供用時に発生する産業廃棄物等の種類及び発生量は、表 4.5.2-4 に示すとおり、類似施設における店舗面積と排出量実績により単位店舗面積当たりの排出量原単位を設定し、本事業の店舗面積を乗じることにより推計した。

表 4.5.2-4 単位延べ面積当たりの産業廃棄物等種類別発生原単位

種類	排出原単位 (kg/m ² ・年)
ビン類	8.6
缶類	5.1
ペットボトル	10.3
廃プラスチック	0.4
廃油	0.3
発泡スチロール	1.2

注：数値はベルク練馬高松店の実績である。

e. 予測結果

本事業の実施に伴い発生する供用時の産業廃棄物の種類、排出量及び処理・処分方法は、表 4.5.2-5 に示すとおりである。

産業廃棄物の排出量の合計は約 129.5t/年と予測する。

処理・処分方法は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、可能な限り再資源化を実施し、適切に処理すると予測する。

表 4.5.2-5 供用時に発生する産業廃棄物の種類、排出量及び主な処理・処分方法

種類	店舗面積 (m ²)	排出原単位 (kg/m ² ・年)	排出量 (t/年)	処理・処分方法
ビン類	約 5,000	8.6	約 43.0	再資源化・埋立
缶類		5.1	約 25.5	再資源化
ペットボトル		10.3	約 51.5	再資源化
廃プラスチック		0.4	約 2.0	再資源化
廃油		0.3	約 1.5	再資源化
発泡スチロール		1.2	約 6.0	再資源化
合計	—	—	約 129.5	—

注：四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

② 環境保全のための措置

本事業の供用時においては、産業廃棄物の再利用、排出の抑制等を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・ 廃棄物保管施設においては、掲示物等により資源化を促す。
- ・ 産業廃棄物については、廃棄物保管施設を設け、廃棄物の種類に応じ、都道府県知事等の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し適切に処理する。

③ 評価

産業廃棄物の排出量の合計は約 129.5t/年と予測した。

処理・処分方法は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、可能な限り再資源化を実施し、適切に処理すると予測した。

供用時に発生する産業廃棄物は、廃棄物保管施設においては、掲示物等により資源化を促すなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。

4.5.3 建設発生土

環境影響評価の対象は、工事の実施に伴う建設発生土の発生による影響とする。

(1) 現況調査

① 調査項目

計画地及びその周辺の建設発生土の状況等を把握し、工事の実施に伴い発生する建設発生土の発生量及び処理・処分方法について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) 建設発生土の状況
- (イ) 関係法令等による基準等

② 調査地域・調査地点

計画地内とした。

③ 調査期間・調査時期

建設発生土の状況についての調査時期は、既存資料における最新年度とした。

④ 調査方法

a. 建設発生土の状況

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 HP）等の既存資料を収集・整理により、計画地及びその周辺の建設発生土の状況を把握した。

b. 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）
- ・「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成 11 年神奈川県条例第 3 号）
- ・「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年 5 月、国土交通省要綱）
- ・「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

⑤ 調査結果

a. 建設発生土の状況

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」の既存資料を収集・整理により、計画地及びその周辺の建設発生土の状況を把握した。

平成 30 年度における神奈川県での建設発生土の排出状況は、表 4.5.3-1 に示すとおりである。

建設発生土の場外排出量の合計は 3,098.0 千 m³ である。

表 4.5.3-1 神奈川県における建設発生土の排出状況（平成 30 年度）

工事区分		場外搬出量 (千 m ³)	有効利用量 (千 m ³)		その他 (千 m ³)
				公共工事等での 利用	
土木工事	公 共	1,759.0	1,646.7	105.0	112.3
	民 間	363.1	315.4	192.1	47.7
建築工事	新築・増改築	971.8	638.3	0.4	333.5
	解 体	2.1	2.0	0.1	0.1
	修 繕	2.0	1.1	0.0	0.9
建設工事合計		3,098.0	2,603.5	297.6	494.5

出典：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 HP）

b. 関係法令等による基準等

(a) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」

本法律の目的や事業者等（工事発注者を含む）の責務は、「4.5.1 一般廃棄物」に示したとおりである（p.298 参照）。

なお、建設発生土は再生資源としての利用促進が特に必要な建設副産物であるとの観点から、本法律の規定に基づき、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」が定められている。

(b) 「宅地造成及び特定盛土等規制法」

本法律は令和 4 年に改正され、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制している。

改正では、スキマのない規制、盛土等の安全性の確保、責任の所在の明確化、実効性のある罰則の措置について定めている。

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要（盛土等を安全に保つ責務）がある。

なお、計画地には盛土の土地はなく、本事業においても盛土は実施しない。

(c) 「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」

本条例は、土砂の搬出等について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的としている。

建設工事またはストックヤードの区域から 500m³ 以上の土砂を搬出する場合は、あらかじめ土砂の搬出にかかる処理計画書を作成し、知事に届け出ることが規定されている。

また、埋め立て、盛土その他土地への土砂の堆積を行う面積が 2,000m² 以上の場合は、知事の許可が必要となっている。

(d) 「建設副産物適正処理推進要綱」

本要綱の目的は、「4.5.2 産業廃棄物」に示したとおりである（p.306 参照）。

本要綱では、発注者、元請業者、下請負人等の関係者の責務と役割を示しており、建設発生土については、排出の抑制及び工事間の利用の促進、工事現場等における分別及び保管、運搬、受入地での埋め立て及び盛土に関して、関係者の責務と具体的な内容が規定されている。

(e) 「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、建設発生土の地域別環境保全水準として、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と定めている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準に基づき、「資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。」と設定する。

(3) 予測・評価

工事の実施においては、建設発生土の発生による影響が考えられるため、その影響の程度について予測及び評価を行う。

① 予測

a. 予測項目

予測項目は、工事の実施に伴い発生する建設発生土の発生量及び処理・処分方法とした。

b. 予測地域

予測地域は、計画地内とした。

c. 予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

d. 予測方法

建設発生土の発生量は、以下に示す予測式等により求める方法とした。

また、建設発生土の発生原単位（延べ面積当たり）を表 4.5.3-2 に示す。

＜建設発生土の発生量の予測式＞

・建設発生土の発生量

＝計画建築物の延べ面積×建設発生土発生原単位

表 4.5.3-2 建設発生土の発生原単位

区 分	発生原単位 (m ³ /m ²)
建設発生土	0.2293

注：1. 「平成30年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 HP）の建設副産物の原単位（神奈川県）

注：2. 発生原単位は、建築（新築・改築）、非木造の値である。

e. 予測結果

建設工事に伴う建設発生土の発生量及び処理・処分方法は、表 4.5.3-3 に示すとおりである。

建設発生土の発生量は約 1,933m³ と予測する。

建設発生土は計画地での埋戻し及び保管等が困難であるため、全量を場外搬出する計画であり、許可を受けた処分場に搬出することから、建設発生土は適正に処理・処分されると予測する。

表 4.5.3-3 建設発生土の発生量及び処理・処分方法

項 目	計画建築物の 延べ面積 (m ²)	発生原単位 (m ³ /m ²)	建設発生土の 発生量 (m ³)	処理・処分方法
建設発生土	約7,025	0.2293	約1,933	許可を得た処分場 へ搬出

注：1. 建設発生土はほぐした土量の変化率（1.20：砂質土（普通土））を見込んでいる。

注：2. 四捨五入の関係により値が合わない場合がある。

② 環境保全のための措置

本事業の工事においては、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・場外に搬出する建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、適正に処理・処分を行う。
- ・建設発生土による粉じん等の発生及び拡散が生じないようにするため、計画地内や周辺道路の散水及び清掃を適切に実施するとともに、建設発生土の仮置き場のシート掛けを行う。
- ・建設発生土の運搬時においては、車両の荷台にシート掛け等の飛散防止を行う。
- ・汚染土壌とそれ以外の建設発生土の置場を区分し、適切に管理する。

③ 評価

建設発生土の発生量は約 1,933m³と予測した。

建設発生土は計画地での埋戻し及び保管等が困難であるため、全量を場外搬出する計画であり、許可を受けた処分場に搬出することから、建設発生土は適正に処理・処分されると予測した。

本事業の工事においては、場外に搬出する建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、適正に処理・処分を行うなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。

(空白ページ)